

「東広島市パートナーシップ宣誓制度」の導入について

1 制度の目的

本市では、すべての人が人権の意義や重要性について理解を深め、自己の人権のみならず、他者の人権についても正しく理解し、性の多様性を認め合いながら、一人の人間として自分らしく生きることができる社会の実現を目指すため、性的マイノリティの人権問題に取り組みます。その取り組みの一環として、この度「東広島市パートナーシップ宣誓制度」を導入します。

2 制度の趣旨

性の多様性とは、マイノリティの話ではなく、自分を含めた誰もが持つ人権の話です。パートナーシップ宣誓制度の導入は、それぞれの生き方が尊重され、自分らしく生きることを認め合える社会を実現していこうとするものです。

3 制度の概要

東広島市パートナーシップ宣誓制度は、一方または双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常において相互に協力し合うことを約束した関係（パートナーシップ）である旨の宣誓書を市へ提出し、本市が「受領証」および「受領カード」を交付するものです。この受領証等の提示により、本市の公的サービス（一部）を受けることが可能となり、また、民間企業が提供するサービス等を受けることも可能となります。

4 制度を使うことによって可能となる行政サービス

別紙1参照

5 対象者

パートナーシップにある2人であって、そのいずれか一方が市内に住所を有している、又は宣誓の日から14日以内に転入を予定していることに加え、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ・双方が成年に達していること。
- ・双方に配偶者（事実上の婚姻関係を含む。）がないこと。
- ・双方が宣誓しようとする相手以外の者と宣誓していないこと。
- ・2人の関係が近親者（民法734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされる続柄）でないこと。ただし、2人が養子縁組をしている、又はしていた場合は除く。

6 宣誓することにより期待できる効果

この制度に法的効力はなく、従って権利と義務の関係は発生しませんが、全ての人がお互いの人権を尊重し、差別のない社会が実現するよう、その関係を行政が認知し、その思いを受け止める制度です。性の多様性に関する社会的理解を促進するとともに、誰もが安心感をもって生活できる社会の実現が期待できます。

7 宣誓の方法及び必要書類等

(1) 宣誓の方法

ア 事前に人権男女共同参画課へ電話、FAX、メールのいずれかで予約。

(3月29日(水)8時30分から予約受付開始予定。)

イ 当日2人でお越しいただき、パートナーシップ宣誓書に記入。

(宣誓可能な日時：月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く。)午前8時30分～午後4時15分)

ウ 1組約1時間の時間を要し、書類に不備などなければ、受領証1通・受領カード1人1枚(2枚)を発行。

(2) 必要書類

ア 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

イ 戸籍抄本又は配偶者がいないことを証明できる書類(外国籍の方は、本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類(婚姻要件具備証明書など)を、日本語訳を添付した上で提出。

ウ 本人確認書類等

(3) 留意点

プライバシーに配慮し、宣誓の場所は個室を準備します。

8 他の自治体との相互利用

既にこの制度を開始している市町と協定書を締結し、制度の相互利用を開始していく予定です。対象者がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結する他の自治体へ転出する場合は、対象者が継続使用の手続きを行っていただくことで、既にお持ちの宣誓書受領証等を転出先の自治体でも継続して使用することができます。

9 今後の予定

時期	内容
3月20日	東広島市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱告示
24日	パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定書の締結
27日	プレスリリース(他市町との協定の締結)(予定)
29日～	4月3日(月)以降のパートナーシップ宣誓制度の予約受付開始
4月1日	東広島市パートナーシップ宣誓制度導入開始

10 その他

本市では、制度導入に併せて性の多様性に悩む子どもたち等への相談窓口の周知を関係機関と連携しながら行っていく予定です。また、事業所等への啓発も行って行く予定です。